

入札説明書（令和7年12月22日公示分）

1 入札に付する事項

- (1) 調達役務
西部医療センターにおける空調設備保守業務委託
- (2) 調達役務の内容等
仕様書による。
- (3) 履行期限
令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書による。

2 競争入札参加資格

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 名古屋市から令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において申請区分「業務委託」、申請業務「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとしている者等であること。
- (8) 本公示の日から落札決定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係者の排除に関する合意書（平成20年1月28日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間中の者でないこと。
- (10) 令和2年度以降に、HEPAフィルタの点検を含む病院の空調設備保守業務を履行した実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒462-8508

名古屋市北区平手町1丁目1番地の1

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院管理部管理課施設管理係 原山 (2階)

(2) 入札説明書等に対する質問及び回答

ア 入札への参加を希望する者は、本入札説明書及び別添の仕様書に関する疑義がある場合は、質問書（様式は問わない。）を令和7年12月22日（月）から令和7年12月25日（木）午後5時00分までの間に、事前連絡の上、持参又は電子メール等により（1）の場所に提出すること。

なお、この質問書の作成及び提出に係る費用は、質問者の負担とする。

イ すべての質問及び回答をまとめた回答書を、令和7年12月26日（金）から令和8年1月6日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までの間、（1）の場所で閲覧に供する。併せて、補足資料等が掲示されることがある。質問者に対して個別の回答を行わない。

また、質問者のうち希望者には、入札説明書等交付申請書に記載のメールアドレスを利用し、回答書を電子メールで送信する。

ウ ア、イの期間中、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和24年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）及び令和7年12月29日（月）から令和8年1月2日（金）までを、除くものとする。

(3) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年1月7日（水）午前10時00分

イ 入札場所 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 集団指導室（4階）

(4) 入札書等の提出方法

ア 入札書（様式3）及び誓約書（様式4）（以下「入札書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載すること。

イ 入札書等は（3）の日時及び場所に、持参により提出すること。郵送又は電送による入札は認めない。

ウ 入札は、総価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

エ 入札を行う回数は、3回（初度含む。）とする。

(5) 開札

ア 開札は、入札の終了後、直ちに入札の場所にて行う。

イ 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、本件入札事務に關係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

ウ 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とするとともに、入札額の低い順に入札者及び入札金額を発表する。また、開札時の落札決定を行わず、落札保留の取扱いとする。

エ 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加することができる資格がない者のした入札

イ 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

ウ 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

エ 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかくわらず、同一の名をもつてした2通以上の入札

オ 委任状を提出していない代理人がした入札

カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札

キ 予定価格を超過した金額を記載した入札

ク その他入札の条件に違反した入札

5 申請書等の提出

(1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類（以下「申請書等」とい

う。)を提出しなければならない。

なお、申請書等について説明等を求めた場合には、それに応じなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 履行実績証明書（様式2）

- (2) 競争入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により資格の確認を行うものとする。
- (3) 申請書等の提出は、開札により落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して2日（休日等を含まない。）以内に上記3(1)の場所に、持参により行わなければならない。
- (4) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に申請書等の提出をしないとき、落札候補者が競争入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 申請書等の提出部数は、1部とする。
- (6) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 提出された申請書等は、返却しない。
- (9) 特に指示のあった場合を除き、提出期限を過ぎた後の申請書等の訂正又は差替えは認めない。
- (10) 申請書等の作成に当たり虚偽記載をした者等、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、指名停止を行うことがある。

6 落札者の決定

- (1) 落札候補者は申請書等の提出を行い、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は落札者として決定される。
- (2) 落札者には、落札決定の連絡を行う。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) 無資格理由の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して2日（休日等を含まない。）以内に、無資格理由について書面（様式は問わない。）により説明を求めることができる。
 - なお、当該書面の提出先は、上記3(1)の場所とする。
 - また、当該書面の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) (2)の説明に対する回答は、原則として、その理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金の納付義務
有。ただし、公立大学法人名古屋市立大学契約規程第26条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金の納付義務
有。ただし、公立大学法人名古屋市立大学契約規程第27条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 契約書の作成
 - ア 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。
 - ウ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書様式は交付する。
- (5) その他
 - ア この契約において、談合等の不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
 - イ 当該入札に関して談合に関する情報が寄せられた場合その他の公正な入札を実施することができない事情が生じた場合は、入札を延期又は中止することがある。
 - ウ 落札者決定の結果は、上記3(1)の場所において閲覧に供し、改めて入札参加者には通知しない。

- エ 契約金額の支払いに関して、三菱UFJ銀行を支払先金融機関として指定した場合は口座振込手数料を本学が負担するが、他銀行を指定される場合は落札者の負担となるので、あらかじめ承知すること。
- オ 本件入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市立大学競争入札参加者手引」（「本学ホームページ>入札・契約情報>契約関係規定等」に掲載）に定めるところによるものとする。